

旅客営業規則

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、東武鉄道（以下「社」という。）の旅客の運送およびこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という。）について、合理的な取扱方を定め、これによって、利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社が経営する鉄道による旅客の運送等については、別に社が公告する場合を除いて、この規則を適用する。

2 他の運輸機関と連絡運輸をする場合は、別に定める場合を除いて旅客鉄道会社制定の「旅客連絡運輸規則」の定めるところによる。

(用語の意義および記号)

第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「社線」とは、社の経営する鉄道をいう。
- (2) 「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道、航路をいう。
- (3) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。
- (4) 「特急列車等」とは、特別急行列車・直通特別急行列車・S L列車・D L列車・T JライナーおよびT Hライナーをいう。
- (5) 「直通特別急行列車」とは、東日本旅客鉄道会社線（以下「J R東日本線」という。）との直通運転する特別急行列車をいう。

(6) 「特急券等」とは、特別急行券・S L座席指定券・D L座席指定券・T Jライナー座席指定券・T Hライナー座席指定券・個室券および直通特別急行列車に乗車する場合の連絡特別急行券・連絡個室券をいう。

(7) 「乗車券類」とは、乗車券および特急券等をいう。

(8) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅で、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車するときは、その乗車することをいう。

2 この規則では、次によって記号を使用する。

(1) 「ミリメートル」は、「*mm*」とする。

(2) 「センチメートル」は、「*cm*」とする。

(3) 「メートル」は、「*m*」とする。

(4) 「キロメートル」は、「*km*」とする。

(5) 「立方メートル」は、「*m³*」とする。

(6) 「リットル」は、「*ℓ*」とする。

(7) 「グラム」は、「*g*」とする。

(8) 「キログラム」は、「*kg*」とする。

(運賃・料金前払の原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込をしようとする場合、旅客等は、所定の運賃・料金を現金で提供するものとする。ただし、社で特に必要と認めるときは、後払とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃・貸切旅客運賃ならびに団体旅客および貸切旅客に対する料金については、旅客は、社で特に認めた小切手・郵便為替証書または郵便振替貯金払出証書で支払うことができる。

3 第306条に定める乗車券類等購入予約カードを所持する旅客については、前2項の規定にかかわらず、第306条および第306条の3に定める

ところによる。

(契約の成立時期および適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について、別段の意思表示があった場合を除いて、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類・入場券等の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後の取扱は、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

注 第1項の「別段の意思表示があった場合」とは、次のような場合等をいう。

- (1) 旅客が、係員の承諾を得て、乗車券類を購入しないで乗車したとき
- (2) 旅客が、運賃・料金について後払扱を請求したとき

(旅客の運送等の制限または停止)

第6条 列車が運行不能になった場合または旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車券類および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込列車の制限

2 前項の制限または停止をするときは、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となったときは、その不通区間内着となる旅客、またはこれを通過しなければならない旅客の取扱をしない。ただし、運輸上支障がなく、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾したときは、

その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 前項ただし書の規定は、特急券等について準用する。ただし、不通区間通過となる場合で、その前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

3 列車の運行が不能となった場合でも、当社において、他社線または自動車等の利用、またはその他の方法で連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(キロ程のは数計算方)

第8条 キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1km未満のは数は、1kmに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合、その初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第10条 社が、乗車券類等に証明をする場合は、これらに証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提示または提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が社に提示または提出する書類は、墨・インキまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行

日付等にあつては、元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。

- 2 旅客等は、前項の規定（後段に規定する場合を除く。）による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、定期乗車券購入申込書については、鉛筆で記載することができる。この場合、前項の規定は適用しない。
- 4 旅客から提出を受けた書類および書類の記載事項は、運送等の契約に關してのみ使用する。ただし、社が別に明示した場合を除く。

注 第1項の「特に定めるもの」のおもなものは、次のとおりである。

学校学生生徒旅客運賃割引証

被救護者旅客運賃割引証

通学証明書